

2021年3月4日

「副業・兼業制度」の導入

～従業員満足度（E S）向上策 第四弾～

株式会社 千葉興業銀行(頭取 梅田 仁司)は、就業時間外に行員自らが、起業・自営により 業を営む「副業・兼業制度」の導入を予定しております。制度概要は下記をご覧ください。

なお、本取組みは、「オフィスカジュアル」および「通年ノーネクタイ」の開始、行員・スタッフ等の福利厚生の拡充や地域経済の活性化を目的としたクーポンサイト「FUKURI」の導入、「フレックスタイム制」の導入に続く、従業員満足度（E S）向上策の第四弾となるものです。

記

1. 「副業・兼業制度」による効果・目的

副業・兼業の解禁により、さまざまな挑戦をする機会を設けることで、行員が銀行や職場内だけでは得られないような経験を通してさらなる成長を実現するとともに、多様な価値観をもたらし、職場内のイノベーション創出につなげることを目的とする。

2. 対象者

他の事業に従事することを希望する全従業員
※育児休業者などの長期休業者等は除く

3. 可能な副業・兼業の事業等

個人事業や業務委託など

例：保有資格（中小企業診断士等）を活かした講演・講義、外国語講師の個人事業、スポーツの審判等

※他社との間で雇用契約を結ばない事業を対象とする

4. 実施日

2021年4月1日（木）～

※従業員組合との協議が整い次第

以上